

○江別市本でつながるまちづくり事業実施要綱

令和6年12月24日市長決裁

江別市本でつながるまちづくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人又は法人その他の団体（以下「事業者等」という。）が社会貢献活動の一環として江別市情報図書館（以下「情報図書館」という。）に利用者の需要が高い雑誌等を提供し、情報図書館が提供された雑誌のカバーに当該事業者の広告等を掲載する本でつながるまちづくり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、事業者等とする。ただし、江別市広告掲載要綱（平成18年9月29日市長決裁。以下「広告要綱」という。）第5条に規定する事業者は対象としない。

(事業内容)

第3条 事業者等は、情報図書館が作成する雑誌募集リストから提供を希望する雑誌（以下「サポート雑誌」という。）を選び、最新号を情報図書館に提供するものとする。ただし、法人その他の団体については、サポート雑誌の提供に代えて第10条に規定する広告掲載料を支払うことにより、事業に申し込むことができる。

2 情報図書館は、前項本文の規定により提供されたサポート雑誌を寄贈資料として受け入れ、利用者の閲覧に供するとともに、雑誌カバーに事業者等の名称を掲示することができる。

3 情報図書館は、第1項ただし書の規定による広告掲載料の支払を確認した後に、サポート雑誌の雑誌カバー、情報図書館内及び情報図書館ホームページにおいて、法人その他の団体の名称等の広告を掲示又は掲載することができる。

(事業の申込み及び決定)

第4条 事業の申込みを行う事業者等（以下「申請者」という。）は、本でつながるまちづくり事業申込書（第1号様式）により市長に申込みを行うものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、広告要綱で定める事項の確認等を行い掲載の可否を決定し、本でつながるまちづくり事業承諾（不承諾）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 事業の決定を受けた申請者（以下「本のつながりサポーター」という。）が広告内容を変更しようとするときは、本でつながるまちづくり事業広告変更申込書（第3号様式）により市長に申込みを行うものとする。

4 市長は、前項の申込みがあったときは、広告要綱で定める事項の確認等を行い掲載の可否を決定し、本でつながるまちづくり事業広告変更承諾（不承諾）通知書（第4号様式）により本のつながりサポーターに通知するものとする。

5 情報図書館は、サポート雑誌を受け入れたときは、本でつながるまちづくり事業寄贈受領証明書（第5号様式）を発行することができる。

6 本のつながりサポーターが希望するサポート雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

(覚書の締結)

第5条 市長は、本のつながりサポーターとして広告を掲示及び掲載することが適当と決定したときは、当該本のつながりサポーターと本でつながるまちづくり事業に関する覚書（第6号様式）を締結するものとする。

(広告の掲示及び掲載期間)

第6条 広告の掲示及び掲載期間は、本のつながりサポーターからサポート雑誌の提供又は広告掲載料の支払があった日から支払があった日の属する年度の3月31日までの期間とする。

2 広告の掲示及び掲載期間は、情報図書館又は本のつながりサポーターにおいて、期間満了の2か月前までに、提供の継続を中止する意思表示がない場合は、自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 サポート雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、情報図書館と協議の上、別の雑誌のカバーに広告を掲示するものとする。

(広告の内容)

第7条 広告の内容は、情報図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、広告要綱第4条に規定する基準に該当するものは、掲示及び掲載しない。

(広告の規格及び表示方法)

第8条 広告の規格及び表示方法は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) サポート雑誌の最新号カバー表面は、本のつながりサポーターの名称を掲示し、表示の大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、底辺の左右中央部に貼付し、情報図書館が作成するものとする。

(2) 最新号カバーの裏面は、自由広告とし、最新号カバーに収まる大きさとする。

(3) 館内は、情報図書館本館の書架等に自由広告を掲示し、大きさはB1判を上限とする。

(4) 情報図書館ホームページは、自由広告を掲載し、大きさは200×300ピクセルを上限とする。

(雑誌の提供)

第9条 本のつながりサポーターがサポート雑誌を提供するときは、刊行された雑誌を遅滞なく市民の利用に供するため、速やかに情報図書館に提供しなければならない。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告掲載料は、市長が発行する納入通知書により又は指定する口座へ指定する期日までに一括して納入するものとする。この場合において、支払いに要した振込手数料は、本のつながりサポーターの負担とする。

3 年度の途中で事業の決定をした場合は、広告掲載料を12で除した額に当該年度の3月までに広告掲載する月数を乗じた額とする。

(広告掲載料の返還)

第11条 既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認

めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(取消事由)

第12条 市長は、本のつながりサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、本のつながりサポーターの決定を取り消すことができる。

- (1) サポート雑誌が提供されなかったとき。
- (2) 広告掲載料が納期限までに納付されなかったとき。
- (3) 本のつながりサポーターから辞退の申出があったとき。
- (4) 本のつながりサポーターの倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 第2条の規定に適合しないことが判明したとき。
- (6) 本のつながりサポーターとして不適当と認められる事実が判明したとき。

2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、本でつながるまちづくり事業取消し通知書（第7号様式）により本のつながりサポーターに通知するものとする。

(サポート雑誌の所有権)

第13条 サポート雑誌の所有権は、情報図書館に帰属するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による事業の申込み及び決定に必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第10条関係）

広告掲載箇所及び広告の大きさ	広告掲載料（税込）
サポート雑誌1誌の雑誌カバー、サポート雑誌を配架する書架（B5判）及びホームページ	10,560円
サポート雑誌3誌の雑誌カバー、サポート雑誌を配架する書架（B5判）、本館の図書資料書架（B4判）、本館の廊下壁面（B2判）及びホームページ	39,600円
サポート雑誌5誌の雑誌カバー、サポート雑誌を配架する書架（B5判）、本館の図書資料書架（A3判）、本館の廊下壁面（B1判）及びホームページ	66,000円

備考

1 本表の広告掲載料に13,200円（税込）を追加で支払うことで、新たに雑誌募集リストからサポート雑誌1誌を選び、雑誌カバー及びサポート雑誌を配架する書架に広

告を掲載することができる。

- 2 サポート雑誌を配架する書架は、そのサポート雑誌を所蔵する館の書架に広告を掲載するものとする。